



九運保環第160号  
九運旅一第73号  
九運旅二第143号  
九運貨物第99号  
九運自監第35号  
令和7年6月17日

九州トラック協会会長 殿

九州運輸局自動車技術安全部長  
九州運輸局自動車交通部長  
( 公 印 省 略 )

自動点呼機器認定要領について

標記について、別紙のとおり通達（令和7年6月11日付け国自安第28号）がありましたので、了知されるとともに、貴会会員に対して周知をお願いいたします。



国自安第28号  
令和7年6月11日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局安全政策課長  
( 公 印 省 略 )

自動点呼機器認定要領について

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）第2条第2号及び第3号に規定する業務前自動点呼又は業務後自動点呼を実施する場合において用いる自動点呼機器について、「業務後自動点呼機器認定要領」（令和5年3月31付け国自安第160号）を「自動点呼機器認定要領」（令和7年6月11日付け国自安第28号）として別添のとおり改正し、自動点呼機器が法令等の国土交通省が定める基準に適合することを認定するために必要な要件、申請及び認定事務に関する事項を定めたので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。



## 自動点呼機器認定要領

## I 目的

この認定要領は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号。以下「点呼告示」という。）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する業務前自動点呼又は業務後自動点呼を実施する場合において用いる業務前自動点呼機器及び業務後自動点呼機器（以下「自動点呼機器」と総称する。）について、自動点呼機器が法令等の国土交通省が定める基準に適合することを認定するために必要な要件、申請及び認定事務に関する事項を定めるものである。

## II 自動点呼機器の要件等

## 1. 自動点呼機器の要件

以下に掲げる要件に適合すること。

## (1) 機能等

業務前自動点呼機器にあつては点呼告示第 9 条第 1 項、業務後自動点呼機器にあつては同条第 2 項の要件に適合すること。

## (2) 体制等

## (ア) 事業者用の自動点呼機器取扱説明書等

当該自動点呼機器を正しく使用するために必要な、機能、使用方法、使用条件、注意事項等を明示した取扱説明書を提供し、説明すること。

## (イ) 修理体制

自動点呼機器の不具合等に対する修理体制を整えていること。

## (ウ) 不具合情報等の収集

自動点呼機器の不具合に関する情報を事業者から収集し、必要な改善を行う体制を整えていること。

## (エ) 品質管理体制

自動点呼機器（当該自動点呼機器の使用のために提供されるソフトウェアを含む）が均一性を有して製作されるよう適切な品質管理が行われていること。

## 2. その他の要件

業務前自動点呼機器及び業務後自動点呼機器の認定はそれぞれ独立して行うものとし、当該認定に係る申請及び審査も同様とする。なお、当該認定に際しては、必要に応じて更なる要件を付すことがある。

### Ⅲ 申請

#### 1. 申請者の要件

本認定要領の対象となる申請者は、自動点呼機器の製作者又は自動点呼機器の製作者との契約に基づき当該機器の販売を行う者であって製作者から当該機器の審査に必要な情報の提供を受けることができる者（以下「製作者等」という。）とする。

#### 2. 申請方法

申請者は、申請に必要な書類を、電子メールにより、4. の申請先へ提出する。ただし、国土交通省物流・自動車局安全政策課が別途指定する連絡先がある場合は、当該連絡先へ提出する。

#### 3. 申請書類

- (1) 自動点呼機器認定申請書（様式1）
- (2) 自動点呼機器の概要（様式2）
- (3) 業務前自動点呼機器の要件に係る自己チェック表（様式3-1）
- (4) 業務後自動点呼機器の要件に係る自己チェック表（様式3-2）
- (5) 各要件に係る根拠資料（自己チェック表の根拠資料欄に記載してある番号を記載すること。また、根拠となる部分をマーカーで強調する等該当部分を明確にすること。）
- (6) 会社概要パンフレット

#### 4. 申請先

国土交通省物流・自動車局安全政策課

電話：03-5253-8566（直通）

メール：[hqt-jidoshaannsei@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-jidoshaannsei@gxb.mlit.go.jp)

#### 5. 申請に当たっての注意事項

- (1) 提出された申請書類は、国土交通省が認めた場合を除き、変更することはできない。
- (2) 申請者の要件を満たさない者による申請又は虚偽の記載をした申請は、無効とする。
- (3) 国土交通省は、申請者に対し必要に応じ、追加資料の提出、自動点呼機器の現品及び自動点呼機器の営業所等への設置状況の提示又はデモンストレーションの実施等を求める。
- (4) 申請に係る費用（(3)に係る費用を含む。）は、申請者の負担とする。

## Ⅳ 自動点呼機器の認定

### 1. 審査・認定

国土交通省は、申請者から提出された申請書類を基に、申請された自動点呼機器が本認定要領Ⅱに定める要件に適合しているか審査し、認定する。

### 2. 認定結果の通知

認定結果は、「認定審査結果通知書」（様式４）により申請者へ通知する。

### 3. 認定結果に係るウェブサイトへの掲載

認定を受けた自動点呼機器については、以下の項目を国土交通省のウェブサイトに掲載する。

- (1) 当該自動点呼機器の名称（製品番号）
- (2) 当該自動点呼機器の概要
- (3) 当該自動点呼機器の製作者等の名称及び電話番号
- (4) 当該自動点呼機器の概要が掲載された製作者等のウェブサイトの URL
- (5) その他特記事項

### 4. 認定の有効期間

認定の日から２年間

### 5. 認定を受けた自動点呼機器の製作者等の実施すべき事項

- (1) 認定を受けた自動点呼機器（以下「認定機器」という。）の製作者等（以下「認定製作者等」という。）は、４．に定める有効期間の間、提出した申請書類及び追加資料に記載された自動点呼機器の機能及び体制等を維持しなければならない。
- (2) 認定製作者等は、認定にあたり条件が付された場合は、それを遵守しなければならない。
- (3) 認定製作者等は、国土交通省から、認定機器に関連する資料の提出や説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 6. その他の手続き

#### (1) 仕様変更の申請

認定製作者等は、認定機器の仕様を変更しようとするときは、あらかじめ「仕様変更申請書」（様式５）を国土交通省に提出し、承認を受けなければならない。当該申請について、国土交通省は、認定製作者等に対し、仕様を変更する自動点呼機器に係る説明、当該自動点呼機器の現品の提示又はデモンストレーションの実施を求める場合がある。

仕様変更の審査結果は、「仕様変更に対する通知書」（様式６）により申請者へ通知する。

## (2) 認定廃止の届出

認定製作者等は、認定機器の製作又は販売を終了しようとするときは、遅滞なく「認定廃止届出書」(様式 7)を国土交通省に提出しなければならない。

国土交通省は、「認定廃止届出書」を受理後、速やかに、当該自動点呼機器が認定廃止となった旨を国土交通省ウェブサイトに掲載する。

## (3) 改善措置の実施

認定製作者等は、虚偽の申請により自動点呼機器の認定を受けた又は認定機器が本実施要領Ⅱに定める要件に適合しなくなったとして国土交通省が認める場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。

## (4) 認定の取消し

国土交通省は、製作者等が前項の改善措置を講じない場合又は講じた改善措置内容が適切でない場合、当該自動点呼機器の認定を取消し、国土交通省ウェブサイトに掲載する。

認定の取消しを受けた製作者等からの自動点呼機器認定の申請は、取消しを受けた日から一定期間、受理しない場合がある。

- (様式 1) 自動点呼機器認定申請書
- (様式 2) 自動点呼機器の概要
- (様式 3-1) 業務前自動点呼機器の要件に係る自己チェック表
- (様式 3-2) 業務後自動点呼機器の要件に係る自己チェック表
- (様式 4) 認定審査結果通知書
- (様式 5) 仕様変更申請書
- (様式 6) 仕様変更に対する通知書
- (様式 7) 認定廃止届出書

## 附 則 (令和 5 年 3 月 31 日付け国自安第 160 号)

1. この認定要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
2. この認定要領の施行前に「乗務後自動点呼実施要領について」(令和 4 年 12 月 20 日付け国自安第 116 号。以下「旧実施要領」という。)の規定により認定を受けた自動点呼機器は、その有効期間内において、旧実施要領の規定により国土交通省の認定を受けた機器として取り扱う。
3. この認定要領の施行前に、旧実施要領の規定により行われた申請の審査及び認定等については、この認定要領の施行後においても、なお従前の例による。

## 附 則 (令和 7 年 6 月 11 日付け国自安第 28 号)

1. 改正後の認定要領(以下「新認定要領」という。)は、令和 7 年 6 月 11 日から施行する。

2. 新認定要領の施行前に改正前の認定要領（以下「旧認定要領」という。）の規定により認定を受けた業務後自動点呼機器は、その有効期間内において、旧認定要領の規定により国土交通省の認定を受けた機器として取り扱う。
3. 新認定要領の施行前に、旧認定要領の規定により行われた申請の審査及び認定等については、新認定要領の施行後においても、なお従前の例による。

## 国土交通省物流・自動車局

安全政策課長 殿

申請者 住所

氏名又は名称

## 自動点呼機器認定申請書

自動点呼の機器認定を受けたく、「自動点呼機器認定要領」の記載事項に同意の上、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

## 記

## 1. 申請者について

|                |         |
|----------------|---------|
| 申請者の<br>氏名又は名称 | (フリガナ)  |
|                |         |
| 住 所            | 〒       |
| 連絡先            | 担当者名    |
|                | 所属・役職   |
|                | 電話番号    |
|                | メールアドレス |

## 2. 申請機器について

|                   |                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機器の種類<br>(○をつける)  | 業務前自動点呼機器 ・ 業務後自動点呼機器                                                                                                                                                                                    |
| 申請機器の名称<br>(製品番号) |                                                                                                                                                                                                          |
| 添付書類<br>(○をつける)   | ( ) 1. 自動点呼機器認定申請書(様式1)※本紙<br>( ) 2. 自動点呼機器の概要(様式2)<br>( ) 3. 業務前自動点呼機器の要件に係る自己チェック表(様式3-1)<br>( ) 4. 業務後自動点呼機器の要件に係る自己チェック表(様式3-2)<br>( ) 5. 各要件に係る根拠資料(様式自由)<br>( ) 6. 会社概要パンフレット<br>( ) 7. その他(必要時のみ) |



(様式 2)

## 自動点呼機器の概要

|                           |                                                 |
|---------------------------|-------------------------------------------------|
| 機器の名称<br>(製品番号)           |                                                 |
| 被点呼対象者                    | ①運転者のみ ②運転者及び特定運行保安員<br>③特定運行保安員のみ              |
| 点呼の被実施場所                  | ①営業所又は車庫に限る<br>②事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所を含む |
| 製作事業者名                    |                                                 |
| 機器の概要が掲載された<br>ウェブサイトのURL |                                                 |

|                       |
|-----------------------|
| 1. 機器の概要（機器の構成、使用方法等） |
|                       |

注 1. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

2. 外観図、構造図、システム図を示した資料を添付すること。

3. ウェブサイトのURLは、国土交通省のウェブサイトに掲載してよいものを記載すること。

(様式 2)

|                 |  |
|-----------------|--|
| 2. 導入費用         |  |
| (1) 機器本体の価格     |  |
| (2) 付属品の価格      |  |
| 3. 運用にかかる費用の見込み |  |
| (例：システム利用料等)    |  |

注 1. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること

## 業務前自動点呼の要件に係る自己チェック表

## ■要件(業務前自動点呼機器)

## 【機能等】

| 項目 | 内容                                                                                                                                                                                                                 | 適否 | 詳細 | 根拠資料(必須) |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----------|
| 一  | 項目二十に掲げる業務前自動点呼に必要な事項の確認、判断及び記録を実施できる機能を有すること。                                                                                                                                                                     |    |    | 資料番号①    |
| 二  | 運行管理者等が、運転者等ごとの業務前自動点呼の実施予定及び当該業務前自動点呼に責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名を入力でき、当該業務前自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。                                                                                                         |    |    | 資料番号②    |
| 三  | 業務前自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務前自動点呼を開始する機能を有すること。                                                                                                                       |    |    | 資料番号③    |
| 四  | 運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、業務前自動点呼が開始された後に、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前号又は第七号の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。               |    |    | 資料番号④    |
| 五  | 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。                                                                                                                           |    |    | 資料番号⑤    |
| 六  | 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を中止する機能を有すること。                                                                                              |    |    | 資料番号⑥    |
| 七  | 運転者による健康状態測定機能(運転者の体温及び血圧を測定する機能をいう。以下同じ。)の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、健康状態測定機能が作動する機能を有すること。ただし、項目三又は項目四の生体認証符号等による識別の直後に健康状態測定機能を使用する場合には、本項目の生体認証符号等による識別は、省略することができる。 |    |    | 資料番号⑦    |
| 八  | 健康状態測定機能による測定値と運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の値の差異を自動的に記録及び保存する機能を有するとともに、測定値の有効時間を設定することができ、当該有効時間を経過した測定値は無効として再測定を求める機能を有すること。                                                                            |    |    | 資料番号⑧    |

|    |                                                                                                                                                                                 |  |  |       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-------|
| 九  | 運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそのの有無に係る申告の結果を記録及び保存する機能を有すること。                                                                                                          |  |  | 資料番号⑨ |
| 十  | 項目八及び項目九の結果から安全な運転をすることができないおそのの有無について自動で判定を行う機能を有すること。この場合において、項目八に基づく判定の基準については、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者ごとに設定することができる機能を有すること。                                                  |  |  | 資料番号⑩ |
| 十一 | 項目十の結果、安全な運転をすることができないおそれがあると判定された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を中断する機能を有すること。                                                                   |  |  | 資料番号⑪ |
| 十二 | 項目十一により業務前自動点呼が中断された場合には、運行管理者等が項目十一の判定に至った内容を確認し、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運行の安全を確保することができると判断した場合に限り、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が業務前自動点呼を再開することができる機能を有し、業務前自動点呼が再開された旨、自動的に記録及び保存する機能を有すること。 |  |  | 資料番号⑫ |
| 十三 | 項目十二の機能により業務前自動点呼を再開する場合において、生体認証符号等による識別が行われた場合に限り、業務前自動点呼を中断した時点から再開することができる機能を有すること。                                                                                         |  |  | 資料番号⑬ |
| 十四 | 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果を記録及び保存する機能を有すること。                                                                                                                             |  |  | 資料番号⑭ |
| 十五 | 特定自動運行保安員にあっては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果を記録及び保存する機能を有すること。                                                                                                |  |  | 資料番号⑮ |
| 十六 | 項目十四又は項目十五の結果、異常が認められた場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を中止する機能を有すること。                                                                               |  |  | 資料番号⑯ |
| 十七 | 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。                                                                                                           |  |  | 資料番号⑰ |
| 十八 | 項目二十に掲げる業務前自動点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされた場合には、業務前自動点呼が完了した旨を運転者等が明瞭に確認することができる表示がなされる機能を有し、当該確認、判断及び記録がなされない場合又は故障が生じている場合には、業務前自動点呼を完了することができない機能を有すること。                            |  |  | 資料番号⑱ |
| 十九 | 運転者等ごとに業務前自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該実施予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。                                                                    |  |  | 資料番号⑲ |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-------|
| 二十  | <p>業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。</p> <p>イ 業務前自動点呼に責任を負う運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名</p> <p>ロ 業務前自動点呼を受けた運転者等の氏名</p> <p>ハ 業務前自動点呼を受けた運転者等が従事しようとする運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示</p> <p>ニ 業務前自動点呼の実施日時</p> <p>ホ 点呼の方法</p> <p>ヘ 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無</p> <p>ト 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画</p> <p>チ 運転者等が業務前自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画</p> <p>リ 第八条第二号に掲げる場所において業務前自動点呼を行う場合にあつては、運転者等が点呼を受けた場所</p> <p>ヌ 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者の体温及び血圧の測定値と運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の値の差異</p> <p>ル 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運行をすることができないおそれの有無についての確認の結果</p> <p>ヲ 運転者にあつては、道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果</p> <p>ワ 特定自動運行保安員にあつては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果</p> <p>カ 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対し伝える指示事項</p> <p>ヨ 業務前自動点呼を中断し、再開した場合にあつては、当該中断に至った判定結果及び再開の判断を行った運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名</p> <p>タ 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が、当該運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合の理由及び代替措置の内容</p> <p>レ その他必要な事項</p> |  |  | 資料番号㉔ |
| 二十一 | 業務前自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  | 資料番号㉕ |
| 二十二 | 電磁的方法により記録された項目二十に掲げる事項及び項目二十一の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された項目二十に掲げる事項及び項目二十一の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  | 資料番号㉖ |

|     |                                                                                                |  |  |       |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-------|
| 二十三 | 電磁的方法により記録された項目二十に掲げる事項(ト及びチを除く。)及び項目二十一の記録について、業務前自動点呼機器に保存された情報をCSV形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。 |  |  | 資料番号㉓ |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-------|

【体制等】

| 項目                      | 内容                                                                        | 適否 | 詳細 | 根拠資料(必須)                                             |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----|----|------------------------------------------------------|
| (ア)事業者用の業務前自動点呼機器取扱説明書等 | 当該業務前自動点呼機器を正しく使用するために必要な、機能、使用方法、使用条件、注意事項等を明示した取扱説明書を提供し、説明すること。        |    |    | 資料番号㉔<br>※取扱説明書を添付すること<br>※事業者への説明内容・方法が分かる資料を添付すること |
| (イ)修理体制                 | 業務前自動点呼機器の不具合等に対する修理体制を整えていること。                                           |    |    | 資料番号㉕                                                |
| (ウ)不具合情報等の収集            | 業務前自動点呼機器の不具合に関する情報を事業者から収集し、必要な改善を行う体制を整えていること。                          |    |    | 資料番号㉖                                                |
| (エ)品質管理体制               | 業務前自動点呼機器(当該業務前自動点呼の使用のために提供されるソフトウェアを含む)が均一性を有して製作されるよう適切な品質管理が行われていること。 |    |    | 資料番号㉗                                                |

(様式3-2)

## 業務後自動点呼の要件に係る自己チェック表

### ■要件(業務後自動点呼機器)

#### 【機能等】

| 項目 | 内容                                                                                                                                                                                                | 適否 | 詳細 | 根拠資料(必須) |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----------|
| 一  | 項目十一に掲げる業務後自動点呼に必要な事項の確認、判断及び記録を実施できる機能を有すること。                                                                                                                                                    |    |    | 資料番号①    |
| 二  | 運行管理者若しくは補助者又は貨物自動車安全管理者(以下「運行管理者等」という。)が、運転者又は特定自動運行保安員(以下「運転者等」)ごとの業務後自動点呼の実施予定及び当該業務後自動点呼に責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名を入力でき、当該業務後自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。                                  |    |    | 資料番号②    |
| 三  | 業務後自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等(個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。)を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務後自動点呼を開始する機能を有すること。                                       |    |    | 資料番号③    |
| 四  | 運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、業務後自動点呼が開始された後に、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前項目の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本項目の生体認証符号等による識別は、省略することができる。 |    |    | 資料番号④    |
| 五  | 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。                                                                                                          |    |    | 資料番号⑤    |
| 六  | 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務後自動点呼を中止する機能を有すること。                                                                             |    |    | 資料番号⑥    |
| 七  | 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況及び交替する運転者等に対する通告について、運転者等が報告した内容を電磁的方法により記録し、運行管理者等が確認できる機能を有すること。                                                                                               |    |    | 資料番号⑦    |
| 八  | 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。                                                                                                                             |    |    | 資料番号⑧    |
| 九  | 項目十一に掲げる業務後自動点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされない場合又は故障が生じている場合には、業務後自動点呼を完了することができない機能を有すること。                                                                                                                |    |    | 資料番号⑨    |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |       |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-------|
| 十  | 運転者等ごとに業務後自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該実施予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  | 資料番号⑩ |
| 十一 | <p>業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。</p> <p>イ 業務後自動点呼に責任を負う運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名</p> <p>ロ 業務後自動点呼を受けた運転者等の氏名</p> <p>ハ 業務後自動点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示</p> <p>ニ 業務後自動点呼の実施日時</p> <p>ホ 点呼の方法</p> <p>ヘ 運転者にあつては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無</p> <p>ト 運転者にあつては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画</p> <p>チ 運転者等が業務後自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画</p> <p>リ 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況</p> <p>ヌ 交替する運転者等に対する通告</p> <p>ル その他必要な事項</p> |  |  | 資料番号⑪ |
| 十二 | 業務後自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  | 資料番号⑫ |
| 十三 | 電磁的方法により記録された項目十一に掲げる事項及び項目十二の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された前項目に掲げる事項及び前項目の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  | 資料番号⑬ |
| 十四 | 電磁的方法により記録された項目十一に掲げる事項(ト及びチを除く。)及び項目十二の記録について、業務後自動点呼機器に保存された情報をCSV形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |  | 資料番号⑭ |



【体制等】

| 項目                      | 内容                                                                        | 適否 | 詳細 | 根拠資料(必須)                                             |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----|----|------------------------------------------------------|
| (ア)事業者用の業務後自動点呼機器取扱説明書等 | 当該業務後自動点呼機器を正しく使用するために必要な、機能、使用方法、使用条件、注意事項等を明示した取扱説明書を提供し、説明すること。        |    |    | 資料番号⑯<br>※取扱説明書を添付すること<br>※事業者への説明内容・方法が分かる資料を添付すること |
| (イ)修理体制                 | 業務後自動点呼機器の不具合等に対する修理体制を整えていること。                                           |    |    | 資料番号⑰                                                |
| (ウ)不具合情報等の収集            | 業務後自動点呼機器の不具合に関する情報を事業者から収集し、必要な改善を行う体制を整えていること。                          |    |    | 資料番号⑱                                                |
| (エ)品質管理体制               | 業務後自動点呼機器(当該業務後自動点呼の使用のために提供されるソフトウェアを含む)が均一性を有して製作されるよう適切な品質管理が行われていること。 |    |    | 資料番号⑲                                                |

(様式4)

令和 年 月 日

殿

国土交通省物流・自動車局

安全政策課長

認定審査結果通知書

貴殿から令和 年 月 日付で申請のあった自動点呼機器について、審査した結果、下記のとおりとしたので通知します。

記

1. 機 器 の 種 類 :
2. 名 称 ( 製 品 番 号 ) :
3. 審 査 結 果 : 適 / 否
4. 認 定 番 号 :
5. 審査結果を否とした理由 :
6. 特 記 事 項 :

(様式5)

令和 年 月 日

仕様変更申請書

国土交通省物流・自動車局  
安全政策課長 殿

住所  
氏名又は名称

認定された自動点呼機器の仕様変更について、下記のとおり申請します。

記

|                        |         |       |  |
|------------------------|---------|-------|--|
| 名 称<br>(製品番号・<br>認定番号) |         |       |  |
| 仕様変更の<br>内容及び理由        |         |       |  |
| 仕様変更の時期                |         |       |  |
| 要件への影響<br>の有無          |         |       |  |
| 連絡先                    | 担当者名    |       |  |
|                        | 所属・役職   |       |  |
|                        | 電話番号    | F A X |  |
|                        | メールアドレス |       |  |

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

(様式 6)

令和      年      月      日

殿

国土交通省物流・自動車局  
安全政策課長

## 仕様変更に対する通知書

貴殿から令和 年 月 日付で申請のあった仕様変更について、下記のとおり通知します。

## 記

1. 機 器 の 種 類 :
2. 名 称 ( 製 品 番 号 ) :
3. 認 定 番 号 :
4. 結 果 : 適 / 否
5. 結 果 を 否 と し た 理 由 :
6. 特 記 事 項 :

(様式 7)

令和      年      月      日

認定廃止届出書

国土交通省物流・自動車局  
安全政策課長 殿

住所  
氏名又は名称

認定された自動点呼機器の認定廃止について、下記のとおり届出します。

記

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 名 称<br>(製品番号・<br>認定番号) |         |
| 廃止時期                   |         |
| 廃止理由                   |         |
| 連絡先                    | 担当者名    |
|                        | 所属・役職   |
|                        | 電話番号    |
|                        | メールアドレス |

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

（参考…令和七年四月改正後全文）

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示

（総則）

第一条 自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第二十四条第一項から第三項まで及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「輸送安全規則」という。）第七条第一項から第三項までの規定に基づき、事業用自動車の運行の業務に従事する運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う点呼に関し、その機能等の要件については、この告示の定めるところによる。

（用語）

第二条 この告示において使用する用語は、運輸規則及び輸送安全規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 遠隔点呼 運輸規則及び輸送安全規則の規定に基づき、事業者が、機器を用いて、遠隔地にいる運転者等に対して行う点呼をいう。

二 業務前自動点呼 運輸規則及び輸送安全規則の規定に基づき、事業者が、機器を用いて、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して行う点呼をいう。

三 業務後自動点呼 運輸規則及び輸送安全規則の規定に基づき、事業者が、機器を用いて、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して行う点呼をいう。

#### （点呼に使用する機器の種類）

第三条 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う点呼に使用する機器は、次に掲げるものとする。

- 一 遠隔点呼で使用する機器（以下「遠隔点呼機器」という。）
- 二 業務前自動点呼で使用する機器（以下「業務前自動点呼機器」という。）
- 三 業務後自動点呼で使用する機器（以下「業務後自動点呼機器」という。）

#### （遠隔点呼の実施）

第四条 遠隔点呼は、点呼を行う運行管理者等（運行管理者若しくは補助者又は貨物軽自動車安全管理者をいう。以下同じ。）が属する自社営業所又は自社営業所の車庫と次に掲げるいずれかの場所（当該自社営業所と同一の事業及び種別である場合に限る。）との間（以下「遠隔点呼実施地点間」

という。)において行うことができるものとする。

- 一 自社営業所又は自社営業所の車庫
- 二 他社営業所又は他社営業所の車庫
- 三 運転者等が従事する運行の業務に係る事業所用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所

(遠隔点呼機器の機能の要件)

第五条 遠隔点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 遠隔点呼を行う運行管理者等が次に掲げる事項について、映像と音声の送受信により通話をすることができる方法によって、随時明瞭に確認できる機能を有すること。
- イ 運転者等の顔の表情
- ロ 運転者等の全身
- ハ 運転者の酒気帯びの有無
- ニ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 二 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はそ



の濃度を自動的に記録及び保存するとともに、遠隔点呼を行う運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる機能を有すること。

三 遠隔点呼を行う運行管理者等及び遠隔点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）を使用する方法により確実に個人を識別する機能を有すること。

四 次のイからトまでに掲げる事項が遠隔点呼実施地点間で共有され、当該事項について遠隔点呼時に遠隔点呼を行う運行管理者等が確認できる機能を有すること。

イ 運転者等の日常の健康状態

ロ 運転者等の労働時間

ハ 運転者等に対する指導監督の記録

ニ 運行に要する携行品（以下単に「携行品」という。）

ホ 乗務員等台帳の内容

ヘ 運転者等に対する過去の点呼記録

ト 運行に使用する事業用自動車の整備状況

五 遠隔点呼を行う運行管理者等が、遠隔点呼を受ける運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理

由により安全な運転をすることができないおそれの有無を、平時と比較して確認できる機能を有すること。

六 遠隔点呼を行う運行管理者等が、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果を確認できる機能を有すること。

七 遠隔点呼を行う運行管理者等が、遠隔点呼を受ける運転者等に伝達すべき事項を確認できる機能を有すること。

八 遠隔点呼を受けた運転者等ごとに、次のイからニまでに掲げる事項を電磁的方法により記録し、遠隔点呼実施地点間で共有するとともに、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ 業務前の遠隔点呼に係る事項

- (1) 遠隔点呼を行った運行管理者等の氏名
- (2) 遠隔点呼を受けた運転者等の氏名
- (3) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

(4) 遠隔点呼の日時

(5) 点呼の方法

- (6) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気

## 帯びの有無

(7) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画  
(8) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により  
安全な運転をすることができないおそれの有無についての確認の結果

(9) 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果

(10) 特定自動運行保安員にあつては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要  
な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果

(11) 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対し伝える指示事項

(12) 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が、当該運転者等が事業用自動車の運行の業務に  
従事することができないと判断した場合の理由及び代替措置の内容

(13) 第四条第三号に掲げる場所において遠隔点呼を行う場合にあつては、運転者等が点呼を受  
けた場所

(14) その他必要な事項

## ロ 業務後の遠隔点呼に係る事項

- (1) 遠隔点呼を行った運行管理者等の氏名
- (2) 遠隔点呼を受けた運転者等の氏名

(3) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

(4) 遠隔点呼の日時

(5) 点呼の方法

(6) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無

(7) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画  
(8) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況

(9) 交替する運転者等に対する通告

(10) 第四条第三号に掲げる場所において遠隔点呼を行う場合にあつては、運転者等が点呼を受けた場所

(11) その他必要な事項

ハ 運輸規則第二十四条第三項の規定による業務途中の遠隔点呼に係る事項

(1) 遠隔点呼を行った運行管理者等の氏名

(2) 遠隔点呼を受けた運転者等の氏名

(3) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

(4) 遠隔点呼の日時

(5) 点呼の方法

(6) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況

(7) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無についての確認の結果

(8) 運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項

(9) 運転者等が点呼を受けた場所

(10) その他必要な事項

## 二 輸送安全規則第七条第三項の規定による業務途中の遠隔点呼に係る事項

(1) 遠隔点呼を行った運行管理者等の氏名

(2) 遠隔点呼を受けた運転者等の氏名

(3) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

- (4) 遠隔点呼の日時
  - (5) 点呼の方法
  - (6) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無
  - (7) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画
  - (8) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無についての確認の結果
  - (9) 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対し伝える指示事項
  - (10) 運転者等が点呼を受けた場所
  - (11) その他必要な事項
- 九 遠隔点呼機器の故障が発生した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。
- 十 電磁的方法により記録された第八号に掲げる事項及び前号の記録の修正若しくは消去ができないこと又は電磁的方法により記録された第八号に掲げる事項及び前号の記録が修正された場合ににおいては修正前の情報が保存され、かつ、消去ができない機能を有すること。
- 十一 電磁的方法により記録された第八号（イ(7)、ロ(7)及びニ(7)を除く。）に掲げる事項及び第九

号の記録について、遠隔点呼機器に保存された情報をCSV形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。

（遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件）

第六条 遠隔点呼機器を設置する施設及び環境は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 遠隔点呼を行う運行管理者等が次に掲げる事項について、映像と音声の送受信により通話をすることができる方法によって、随時明瞭に確認できる環境照度が確保されていること。

イ 運転者等の顔の表情

ロ 運転者等の全身

ハ 運転者の酒気帯びの有無

ニ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

二 なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び第四条各号に掲げる場所以外での遠隔点呼の実施を防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、運行管理者等が遠隔点呼を受ける運転者等の全身を遠隔点呼の実施中に随時明瞭に確認することができること。

三 遠隔点呼が途絶しないために必要な通信環境を備えていること。

四 遠隔点呼を行う運行管理者等と遠隔点呼を受ける運転者等との対話が妨げられないようにするために必要な通話環境が確保されていること。

（遠隔点呼実施時の遵守事項）

第七条 事業者及び運行管理者等は、遠隔点呼を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 遠隔点呼を行う運行管理者等は、地理情報及び道路交通情報等、事業用自動車の運行の業務を遂行するために必要な情報を有すること。

二 遠隔点呼を行う運行管理者等は、面識のない運転者等に対し遠隔点呼を行う場合は、あらかじめ当該運転者等と対面又は映像と音声の送受信により通話をすることができする方法で面談する機会を設け、次に掲げる事項について確認を行うこと。

イ 運転者等の顔の表情

ロ 運転者にあつては、健康状態

ハ 運転者にあつては、適性診断の受診の結果

ニ その他遠隔点呼を実施するために必要な事項

三 遠隔点呼を行う運行管理者等は、遠隔点呼を遺漏なく行うため、運行中の事業用自動車の位置



の把握に努めること。

四 遠隔点呼を行う運行管理者等は、遠隔点呼を受ける運転者等の携行品の保持状況又は返却状況を確認すること。

五 遠隔点呼を行う運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転者等の属する営業所の運行管理者等に連絡すること。

六 前号の場合にあつては、事業者は、遠隔点呼を行う運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した運転者等の属する営業所において、代替措置を講じることができるとする体制を整えること。

七 遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合にあつては、遠隔点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。

八 他の事業者との間で遠隔点呼を行う場合は、当該遠隔点呼の実施に当たり、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三十五条第一項又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二十九条第一項（第三十五条第六項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の許可を要する受委託契約について、事業者と当該他の事業者との間において、あらか

じめ当該許可を受けていること。

九 事業者は、運行管理者等及び運転者等（以下この号において「対象者」という。）の識別に必要な生体認証符号等、運転者の体温及び血圧その他の個人情報情報の取扱いについて、あらかじめ対象者から同意を得ること。

十 事業者（旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者等に限る。）は、遠隔点呼の実施に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記すること。

十一 事業者は、前号の事項について、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

十二 遠隔点呼を行う運行管理者等は、第四条第三号に掲げる場所にいる運転者等に対して遠隔点呼を行うときは、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所で遠隔点呼を受けていることを、映像により確認すること。

#### （自動点呼の実施）

第八条 業務前自動点呼及び業務後自動点呼（以下「自動点呼」という。）は、次に掲げる場所において、自動点呼を受けようとする運転者等の属する営業所の運行管理者等が当該運転者等に対し行うことができるものとする。

一 運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫

二 運転者等が自動点呼を受けようとする場所が当該運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫でない場合にあつては、当該業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所

(自動点呼機器の機能の要件)

第九条 業務前自動点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 第二十号に掲げる業務前自動点呼に必要な事項の確認、判断及び記録を実施できる機能を有すること。

二 運行管理者等が、運転者等ごとの業務前自動点呼の実施予定及び当該業務前自動点呼に責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名を入力でき、当該業務前自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。

三 業務前自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務前自動点呼を開始する機能を有すること。

四 運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、業務前自動点呼が開始された後に、生体認証符号

等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前号又は第七号の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。

五 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。

六 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を中止する機能を有すること。

七 運転者による健康状態測定機能（運転者の体温及び血圧を測定する機能をいう。以下同じ。）の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、健康状態測定機能が作動する機能を有すること。ただし、第三号又は第四号の生体認証符号等による識別の直後に健康状態測定機能を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。

八 健康状態測定機能による測定値と運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の値の差異を自動的に記録及び保存する機能を有するとともに、測定値の有

効時間を設定することができ、当該有効時間を経過した測定値は無効として再測定を求める機能を有すること。

九 運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無に係る申告の結果を記録及び保存する機能を有すること。

十 前二号の結果から安全な運転をすることができないおそれの有無について自動で判定を行う機能を有すること。この場合において、第八号に基づく判定の基準については、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者ごとに設定することができる機能を有すること。

十一 前号の結果、安全な運転をすることができないおそれがあると判定された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を中断する機能を有すること。

十二 前号により業務前自動点呼が中断された場合には、運行管理者等が同号の判定に至った内容を確認し、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運行の安全を確保することができると判断した場合に限り、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が業務前自動点呼を再開することができる機能を有し、業務前自動点呼が再開された旨、自動的に記録及び保存する機能を有すること。

十三 前号の機能により業務前自動点呼を再開する場合において、生体認証符号等による識別が行われた場合に限り、業務前自動点呼を中断した時点から再開することができる機能を有すること。

十四 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果を記録及び保存する機能を有すること。

十五 特定自動運行保安員にあつては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果を記録及び保存する機能を有すること。

十六 前二号の結果、異常が認められた場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を中止する機能を有すること。

十七 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。

十八 第二十号に掲げる業務前自動点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされた場合には、業務前自動点呼が完了した旨を運転者等が明瞭に確認することができる表示がなされる機能を有し、当該確認、判断及び記録がなされない場合又は故障が生じている場合には、業務前自動点呼を完了することができない機能を有すること。

十九 運転者等ごとに業務前自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該実施予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。

二十 業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ 業務前自動点呼に責任を負う運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名

ロ 業務前自動点呼を受けた運転者等の氏名

ハ 業務前自動点呼を受けた運転者等が従事しようとする運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

ニ 業務前自動点呼の実施日時

ホ 点呼の方法

ヘ 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無

ト 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画

チ 運転者等が業務前自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画

リ 第八条第二号に掲げる場所において業務前自動点呼を行う場合にあつては、運転者等が点呼を受けた場所

又 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者の体温及び血圧の測定値と運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者があらかじめ設定した運転者ごとの平時の値の差異

ル 運転者にあつては、業務前自動点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運行をすることができないおそれの有無についての確認の結果

ヲ 運転者にあつては、道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果

ワ 特定自動運行保安員にあつては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果

力 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対し伝える指示事項

ヨ 業務前自動点呼を中断し、再開した場合にあつては、当該中断に至った判定結果及び再開の判断を行った運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名

タ 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が、当該運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合の理由及び代替措置の内容

レ その他必要な事項

二十一 業務前自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。



二十二 電磁的方法により記録された第二十号に掲げる事項及び前号の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された第二十号に掲げる事項及び前号の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。

二十三 電磁的方法により記録された第二十号に掲げる事項（ト及びチを除く。）及び第二十一号の記録について、業務前自動点呼機器に保存された情報をCSV形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。

2 業務後自動点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 第十一号に掲げる業務後自動点呼に必要な事項の確認、判断及び記録を実施できる機能を有すること。

二 運行管理者等が、運転者等ごとの業務後自動点呼の実施予定及び当該業務後自動点呼に責任を持つ運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名を入力でき、当該業務後自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。

三 業務後自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務後自動点呼を開始する機能を有すること。

四 運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使

用する方法により確実に識別する機能を有し、業務後自動点呼が開始された後に、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前号の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。

五 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。

六 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務後自動点呼を中止する機能を有すること。

七 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況及び交替する運転者等に対する通告について、運転者等が報告した内容を電磁的方法により記録し、運行管理者等が確認できる機能を有すること。

八 運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。

九 第十一号に掲げる業務後自動点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされない場合又は故

障が生じている場合には、業務後自動点呼を完了することができない機能を有すること。

十 運転者等ごとに業務後自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該実施予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。

十一 業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ 業務後自動点呼に責任を負う運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者の氏名

ロ 業務後自動点呼を受けた運転者等の氏名

ハ 業務後自動点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

ニ 業務後自動点呼の実施日時

ホ 点呼の方法

ヘ 運転者にあつては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無

ト 運転者にあつては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認で

きる静止画又は動画

チ 運転者等が業務後自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画

リ 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況

又 交替する運転者等に対する通告

ル 第八条第二号に掲げる場所において業務後自動点呼を行う場合にあつては、運転者等が点呼を受けた場所

ヲ その他必要な事項

十二 業務後自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。

十三 電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項及び前号の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項及び前号の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。

十四 電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項（ト及びチを除く。）及び第十二号の記録について、業務後自動点呼機器に保存された情報をCSV形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。

（自動点呼機器を設置する施設及び環境の要件）

第十条 業務前自動点呼機器又は業務後自動点呼機器を設置する施設及び環境は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 なりすまし、アルコール検知器及び健康状態測定機能に係る機器の不正使用並びに第八条各号に掲げる場所以外で自動点呼が行われることを防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、運行管理者等が自動点呼を受ける運転者等の全身を自動点呼の実施中又は終了後に明瞭に確認することができること。

二 自動点呼が途絶しないために必要な通信環境を備えていること。

（自動点呼実施時の遵守事項）

第十一条 事業者及び運行管理者等は、業務前自動点呼を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 事業者（旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者等に限る。）は、業務前自動点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記すること。

二 事業者は、前号の事項について、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

三 事業者は、業務前自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について運行管理者等、運転者等

その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。

四 事業者は、第八条第一号に掲げる場所において業務前自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務前自動点呼が行われることを防止するため、業務前自動点呼機器が業務前自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。

五 事業者は、業務前自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。

六 運行管理者等は、運転者等ごとに、あらかじめ業務前自動点呼の実施予定を業務前自動点呼機器に入力し、業務前自動点呼の実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。

七 業務前自動点呼を実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

八 事業者は、運転者等が携行品を確実に携行したことを確認できる体制を整備すること。

九 事業者は、運行管理者等及び運転者等の間で早急に報告する必要がある事項については、業務前自動点呼の実施にかかわらず、両者間で速やかに報告がなされるよう指導すること。

十 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十一 運転者が安全な運転をすることができないおそれがあると業務前自動点呼機器によつて判定された場合は、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十二 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果に異常が認められた場合、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十三 特定自動運行保安員に対して点呼を行うにあつては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果に異常が認められた場合に、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十四 業務前自動点呼機器の故障等により業務前自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務前自動点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。

十五 事業者は、運転者等（以下この号において「対象者」という。）の識別に必要な生体認証符号等や健康状態に係る測定結果等の取扱いについて、あらかじめ、対象者の同意を得ること。

十六 業務前自動点呼を行う運行管理者等は、第八条第二号に掲げる場所において運転者等が業務前自動点呼を受ける場合にあつては、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場

所で業務前自動点呼を受けていることを、当該業務前自動点呼の実施中又は終了後に静止画又は動画により確認すること。

2 事業者及び運行管理者等は、業務後自動点呼を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 事業者（旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者等に限る。）は、業務後自動点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記すること。

二 事業者は、前号の事項について、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

三 事業者は、業務後自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について運行管理者等、運転者等その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。

四 事業者は、第八条第一号に掲げる場所において業務後自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、業務後自動点呼機器が業務後自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。

五 事業者は、業務後自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。

六 運行管理者等は、運転者等ごとに、あらかじめ業務後自動点呼の実施予定を業務後自動点呼機器に入力し、業務後自動点呼の実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。



七 事業者は、運転者等が携行品を確実に返却したことを確認できる体制を整備すること。

八 運行管理者等に対し早急に報告する必要がある事項については、業務後自動点呼の実施にかかわらず、運転者等から運行管理者等に対し速やかに報告するよう指導すること。

九 事業者は、運行管理者等及び運転者等の間で早急に報告する必要がある事項については、業務後自動点呼の実施にかかわらず、両者間で速やかに報告がなされるよう指導すること。

十 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。

十一 業務後自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務後自動点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。

十二 事業者は、運転者等（以下この号において「対象者」という。）の識別に必要な生体認証符号等の取扱いについて、あらかじめ、対象者の同意を得ること。

十三 業務後自動点呼を行う運行管理者等は、第八条第二号に掲げる場所において運転者等が業務後自動点呼を受ける場合にあつては、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所業務後自動点呼を受けていることを、当該業務後自動点呼の実施中又は終了後に静止画又は動画により確認すること。